

「人間環境大学附属岡崎高等学校 いじめ防止基本方針」

前提

(1) いじめとは【いじめ防止対策推進法 第一章 第二条より】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめが解消されている状態とは【文部科学省の方針より】

「いじめ」が「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ① いじめに係る行為の解消；被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと；いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であり、学校、家庭その他の関係者等の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

上記理念及び国の定める基本方針にのっとり、在籍する生徒の保護者及びその他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

この基本的な方針（以下「学校の基本方針」という。）は、生徒の尊厳を保持する目的のもと、学校、家庭その他の関係者等が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第13条1項の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1 いじめ防止基本方針の策定等

1 いじめ防止の基本方針の策定

学校の基本方針は、下記の事項について定める

- (1) いじめの防止
- (2) いじめの早期発見
- (3) いじめへの対応
- (4) 学校の基本方針の評価

2 いじめ防止対策委員会の設置

(趣旨)

学校におけるいじめの防止等に関する処置を実効的に行うため、いじめ防止対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

校長、(スクールカウンセラー)、第1教頭(委員長)、第2教頭、生徒指導部長(議長)、生徒指導部補助、教務部長、進路指導部長、総務部長、入試広報部長、入試広報部顧問、保健部長、養護教諭、学年主任、(該当担任、該当部活動顧問)

(設置期間)

委員会は常設の機関とする。

(所掌事項)

委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって、中心となる役割を担い以下の内容を所掌する。

- ・ いじめの防止等に関する取組の実施や具体的な年間計画の作成等に関すること。
- ・ いじめの相談、通報の窓口に関すること。
- ・ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有に関すること。
- ・ その他いじめの防止等に関すること。

第2 いじめの防止

1 いじめの防止等の啓発活動

生徒、保護者及び教職員に対して、インターネットを通じて行われるいじめを含めた、いじめの防止等への理解を深めるために、啓発活動を行う。

2 道徳教育及び体験活動等の充実

生徒に対して、いじめの防止等のために、道徳教育及び体験活動の充実を図る。

3 教職員の資質向上に係る処置

教職員に対して、いじめの防止等のために、校内研修等により資質の向上を図る。

Hyper-QU も活かして生徒理解をし、人間関係の把握を図る。

4 講演会等の実施による理解の共通化

生徒、教職員、保護者に対して、いじめの防止等のために、講演会等により意識の向上を図る。

第3 いじめの早期発見

1 相談体制の整備

生徒及び保護者に対して、いじめの早期発見のために、相談体制を整備する。

2 定期的な調査その他の必要な処置

生徒に対して、いじめの早期発見のために、いじめに関する定期的な調査（「いじめに関するアンケート」（年3回）、面談週間、その他必要な処置を講じる。

3 学年会等での情報交換

学年会、いじめ防止対策会議、運営委員会等を通じて、生徒の情報を共有する。

4 いじめの疑いのある事案を把握したときの処置

生徒、保護者及び教職員から、学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるとの通報を受けた場合、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、委員会を中心として、速やかに事実の有無の確認を行うための指導等に着手する。

第4 いじめへの対応

1 事実の有無の確認を行うための処置等

(1) 事実の確認の有無を行うための処置

必要に応じて質問票の使用や聞き取り調査、事実の有無の確認を行うための処置（以下「調査」という。）を行う。

(2) 学校の設置者への報告

調査結果について、学校の設置者に報告する。

2 いじめがあったことが確認された事案への処置

(1) いじめを受けた生徒等への対応

- ・ いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒又は、その保護者に対する支援を行う。
- ・ 必要に応じて、いじめを受けた生徒又は、いじめを行った生徒に対して、教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにするための必要な処置や配慮を講じる。

(2) いじめを行った生徒への対応

- ・ いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を行う。

(3) 保護者間での情報の共有等

- ・ いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者との間で争いが起こることのないように、いじめの事案に係る情報を、これらの保護者と共有するための処置やその他必要な処置を行う。

(4) 警察等の刑事司法機関との連携

- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきであるものと認めるときは、所轄警察署と連携して対処するものとする。

3 重大事態への対処

(1) 緊急対応会議の招集

(趣旨)

法に規定される重大事態が生じた場合、その対処及び重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために、緊急対応会議を招集する。

(構成)

校長、(スクールカウンセラー)、第1教頭(委員長)、第2教頭、生徒指導部長(議長)、生徒指導部補助、教務部長、進路指導部長、総務部長、入試広報部長、入試広報部顧問、保健部長、養護教諭、学年主任、(該当担任、該当部活動顧問)

(設置期間)

緊急対応会議は、重大事態の発生ごとに招集する。

(所掌事情)

緊急対応会議は、重大事態に係る事実関係を明確にするために、調査を行う。

(2) いじめを受けた生徒及び保護者への対応

緊急対応会議における調査を行うときには、いじめを受けた生徒及び保護者に対して、事実関係等の情報を適切に提供するとともに、いじめを受けた生徒及び保護者からの申し立てがあったときには、適切かつ真摯に対応する。

(3) 教職員への事実関係の報告及び今後の対策の審議、対応

職員会議等を開催し、問題点の探索、究明を行い適切な対応を図る。

(4) 生徒及び保護者への対応

その他の生徒及び保護者へ集会等を開き、事実関係の説明、対応を行う。

(5) 学校の設置者及び愛知県（私学振興室）への報告等

重大事態が発生したとき及び調査結果について、速やかに学校の設置者及び愛知県（私学振興室）に、その旨を報告する。

重大事態への対応について、必要に応じて、学校の設置者及び愛知県（私学振興室）と連携、協力して対応を行う。

4 いじめの対処に係る流れ

学校における、いじめへの対処に係る流れについて、別紙組織図のとおり定める。

第5 学校の基本方針の評価

委員会を中心として、全教職員により、学校の基本方針の検証を行い、必要に応じて見直しを図る。

付記；・いじめを受けた生徒の出席状況を確認し、進級等に係ることがないよう対応を講じる。